

(別紙)

「放射性物質汚染対処特措法施行規則第 32 条第 2 号の規定による 環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案」の概要

以下において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）において使用する用語の例による。

1. 現行の要件

現行の放射性物質汚染対処特措法施行規則第 32 条第 2 号の環境大臣が定める要件（平成 23 年環境省告示第 105 号）は、以下のとおりである。

(対象施設)

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設。

(要件)

事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第 14 条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれの少ない廃棄物の焼却施設であること。

2. 改正の内容

現行の要件の対象となっていない施設についても同告示の環境大臣の確認を受けられることとする。その対象と要件は以下のとおり。

(対象施設)

- ・ 現行の要件の対象以外の廃棄物の焼却施設
- ・ 廃棄物の熔融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ・ 汚泥の脱水施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号に定めるものをいう。）

(要件)

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たすこと。

- （１）事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第 14 条に規定する基準に適合しない物が生ずるおそれの少ない廃棄物の処理施設であること
- （２）事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第 33 条第 1 号イ（１）に規定する基準に適合しない排ガスが生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること。
- （３）事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第 33 条第 1 号ロ（１）に規定する基準に適合しない排水が生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること。

3. 適用の日

公布の日